

## 平成20年度「流し刺し網」漁業航行安全対策

### 1. 航行安全対策

- (1) 三島川之江港・新居浜港への入港は、港外着を日出頃から18時迄とする。
  - イ. 港外着が18時以降と予測される船舶は、翌朝日出以降に到着することとし、和田岬その他各地で水先人の乗船時間を調整する。
  - ロ. 秋季～冬季、日没時間が早くなる場合で、夕刻西方から三島川之江港に入港する場合、18時以前であっても備後灘航路から鍋磯への迂回航路を採用する。  
<秋季～冬季とは9月1日から12月31日までを言う。>
- (2) 三島川之江港・新居浜港からの出港は離岸16時迄とする。
  - イ. 16時以降の出港は当該港の検疫錨地付近で投錨仮泊し、状況により翌朝5時以降（秋季～冬季は6時以降）に抜錨出港する。
  - ロ. 三島川之江港からの西向け出港については、秋季～冬季にかけて日没が早くなり通常航路では流し網に遭遇する恐れがあるため、操業区域の航行予定が18時以前であっても鍋磯から備後灘航路への迂回航路を採用する。
- (3) 上記(1)、(2)の安全対策に関連して、燧灘方面で操業する各漁業組合が9月1日～30日の1ヶ月間休漁する。  
また、4月20日～6月30日の間、毎週土曜日は休漁するため、上記期間の該当日については、関埼等の西方面から三島川之江港及び新居浜港への入港及び西方面への出港は安全対策対象日から除外する。
- (4) 水島港向け船舶及び備讃瀬戸南航路の入航時間調整を必要とする船舶は、燧灘三埼沖での仮泊を避け、直行で航行できるよう関埼、その他で水先人の乗船時間を調整する。
- (5) 巨大船及び吃水8m以上の深吃水船は、流し網との遭遇を避けるため、備讃瀬戸各航路を極力18時迄に航行し終えるようにする。(秋季～冬季は17時迄)
- (6) 三田尻中関への入港は、港外着06～17時迄とする。(秋季～冬季)

### 2. 操業期間と時間

- (1) 流し網 操業期間：香川県 4月20日～11月30日  
愛媛県 4月中旬～12月31日
- (2) 流し網 操業時間
  - イ. 香川県では操業時間及び期間が次のように規制されている。

サワラ流し網	4月20日～	7月20日	18:00～05:00
マナガツオ流し網	6月1日～	10月31日	時間の制限なし
サワラ流し網	9月1日～	11月30日	17:00～06:00
  - ロ. 愛媛県では操業時間及び期間に規制を設けていないが、操業時間については、香川県と同じ様な時間帯になると思われ、12月31日まで操業が続く。

### 3. 安全対策の解除

- (1) 上記1、2、の安全対策は11月30日で香川・岡山両県の漁業許可期限が切れるため、和田岬等の東方面から三島川之江港への入港及び同港から東方面への出港、並びに備讃海域から東方面間を航行する船舶については、同日をもって安全対策を解除する。

< 注：新居浜港については安全対策を継続 >

- (2) 愛媛県では1年中操業が許可されているが、漁業者間の取り決めにより「流し網」漁業は12月31日までとなっている。

したがって、全ての地区の安全対策が解除されるのは翌年1月1日からとなる。

### 4. その他

- ・流し網安全対策期間中、漁業関係者とのトラブルについては、船社にて対処して下さるようお願い致します。

特に、水先人へのステートメント作成要求には応じられませんので、本船船長の報告書等で対処して頂くようお願い申し上げます。

以 上